

平成 18 年度

国政に関する要望書

平成 17 年 7 月

神奈川県町村会

# 目 次

## I 地方分権改革

1 「三位一体の改革」の確実な実施	1
2 地方分権の一層の推進	3
3 自主的な市町村合併の推進、支援	4

## II 環境

4 廃棄物処理対策の推進	5
5 森林等自然環境の保全	7

## III 福祉・医療

6 医療保険制度の改革	9
-------------	---

## IV 安全・安心

7 防犯対策の強化	10
8 地震防災対策の充実強化	11

神奈川県町村会町村長名簿	13
--------------	----

# I 地方分権改革

## 1 「三位一体の改革」の確実な実施

地方六団体は、政府からの要請に応じて国庫補助負担金等に関する改革案を内閣総理大臣に提出し、「国と地方の協議の場」を通じてその実現に向けて取り組んできた。しかし、昨年11月26日の「政府・与党合意」では、税源移譲に係る国庫補助負担金改革をはじめ、義務教育費や公立文教施設等の施設整備費の取扱いなど、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革を推進するものとはなっていない。

「三位一体の改革」は、地方分権の理念に基づき、地方自治体の権限、責任、財源を大幅に拡大することによって地方自治体自らが住民の意向に沿った政策や財源の使途を決定することが可能となる改革でなければならない。政府は、このことを十分に認識し、残された課題について地方六団体の意見が反映されるよう国と地方の協議を進めるとともに、平成19年度以降の第2期改革に着手すべきである。

「三位一体の改革」の確実な実施に向けて、国に次の事項を実現するよう強く要望する。

### (1) 地方案に沿った3兆円規模の税源移譲の実現

個人所得課税及び消費課税に係る地方への税源移譲を早期に実現すること。

なお、平成18年度までの第1期改革では、個人住民税（所得割）の10%比例税率化を行い、3兆円規模の税源移譲を実現すること。

## (2) 税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革の推進

国庫補助負担金の改革は、確実に税源移譲に結びつく改革とすること。特に3兆円規模の税源移譲を実現するため地方の改革案に掲げられた国庫補助負担金は、着実に廃止・税源移譲を行うこと。

また、国の財政再建のために生活保護費等の国庫負担率の引下げや税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止など、「三位一体の改革」に名を借りた地方への負担転嫁は、絶対に行わないこと。

## (3) 地方交付税総額の確保

地域における行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

特に平成18年度の地方交付税については、「政府・与党合意」及び「基本方針2005」に基づき、その総額を確実に確保すること。

なお、地方交付税は地方固有の財源であることから、財源不足に対する補てんは地方交付税の法定率分の引上げで対応すること。

## 2 地方分権の一層の推進

分権型社会を構築する本格的な取組みが進められている今日、住民が誇りと将来展望の持てる個性と活力ある地域社会を築くことは、地方自治体に課された重要な責務である。

町村は、厳しい財政状況のもとで、住民ニーズに応えつつこうした地域づくりに取り組んでいるが、その実現には町村が地域の実情に即し、自らの創意工夫と責任で政策を決定できるような事務・権限の移譲等が必要である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向けて、次の措置を講ずるよう要望する。

### (1) 事務・権限移譲の一層の推進

国と地方の適正な役割分担に応じ、事務・権限の移譲を一層推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定・解除等土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であるので、その移譲を推進すること。

### (2) 国の関与等の廃止、縮減

地方自治体が住民ニーズや地域の実情に応じた暮らしの実現やまちづくりが進められるよう、国の関与や基準の義務付けを廃止、縮減すること。

また、地方自治体に関係のある国の制度、計画等に対しては、地方自治体の意見が反映できる仕組みを確保すること。

### (3) 地方自治制度の弾力化

地方自治体の自由度を拡大し、社会の変化に対応した行政を推進するため、教育委員会や農業委員会などの行政委員会の必置規制の緩和等、各種の地方自治制度の見直しを行い、制度の弾力化を図ること。

### **3 自主的な市町村合併の推進、支援**

本年 4 月から合併新法が施行され、また、5 月 31 日には総務大臣より「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」が告示されて、平成の市町村合併は新しい段階を迎えた。

都道府県は、この「基本指針」に基づき、合併を推進する必要があると認められる市町村についてその組合せを示す「構想」を作成するとともに、合併協議推進勧告等を行うことができることとされているが、市町村合併はあくまでも市町村の自主性を尊重することが基本であり、いかなる形であれ強制するようなことがあってはならない。

国及び県は、自主的な市町村合併を推進、支援するため、次のこととに留意するよう要望する。

#### **(1) 自主的な市町村合併の推進に関する構想の作成**

「基本指針」では、合併対象市町村の一つとして「おおむね人口 1 万人未満を目安とする小規模な市町村」が例示されているが、これらの町村はそれぞれの財政事情に加えて、歴史的な経緯、文化、風土や自然的・地理的条件も異なっているので、「構想」の作成に当たってはこれらのこととに配慮し、地域の実情を十分に踏まえたものとすること。

#### **(2) 1 市 2 町の合併に対する全面的な財政支援**

県内において合併重点支援地域に指定され、既に知事に申請がなされている相模原市と津久井郡の津久井町及び相模湖町の合併に対しては、合併の準備のみならず今後のまちづくりに向けて、合併旧法上の財政支援措置を全面的に講ずること。

## II 環境

### 4 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

#### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

#### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や国民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導すること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずること。

### (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保すること。

さらに、廃棄物の適正処理や資源化を一層促進し、循環型社会の形成を実現するため、一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理対象とする民間活力による広域処理計画について、その育成、支援等の制度化を検討すること。

### (4) ダイオキシン類環境影響調査等に対する財政措置

一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の排出削減対策及び環境影響等の実態調査については、市町村の財政負担が大きいので財政措置を講ずること。

## 5 森林等自然環境の保全

森林は水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等、さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組みを行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

よって国は、次の事項について適切な措置を講ずるよう要望する。

### (1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を図ること。

なお、現行基本計画の見直しに当たっては、厳しい現状にある町村の森林、林業、山村の実態を十分に把握し、検討を進めること。

### (2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

平成 17 年 4 月に閣議決定された京都議定書目標達成計画に基づく対策については、地球温暖化防止に果たしている森林、山林等の役割を適切に評価し、位置づけること。

また、森林等保全整備のための経費については、全国民が負担する仕組みが必要である。このため、新たな国税を創設するなど、森林等の地域を守る自治体の財政に寄与する制度の実現を図ること。

### (3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

#### (4) 野生鳥獣防除対策等に対する財政支援

サル・シカ・イノシシ等の野生鳥獣による農林業被害が深刻化しているため、これらの防除事業に対する財政的、技術的な支援措置を講ずること。

また、海外から移入されたアライグマ、タイワニリス等の特定外来生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除を国が速やかに行うとともに、地方自治体がこれを行う場合には、財政措置を講ずること。

### **III 福祉・医療**

#### **6 医療保険制度の改革**

市町村国保は、高齢者、低所得者の増大や医療費の増嵩により給付と負担の均衡を欠き、保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げや一般会計からの繰入れは困難となるなど、その財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため早期に医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の改革を推進するよう強く要望する。

##### **(1) 医療保険制度の一本化**

医療保険制度の改革に当たっては、国保、被用者保険のそれぞれについて都道府県を単位とする再編、統合を推進するとともに、医療保険制度間の給付と負担の不公平を是正するため、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

##### **(2) 市町村国保財政基盤の強化**

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

##### **(3) 高齢者医療事務の簡素化等**

平成14年10月の医療制度改革に伴い、高齢者医療においては所得に応じた負担割合の判定事務や高額医療費の支給事務など、新たな事務が増大し、また、複雑化して医療受給者や医療機関にとってもわかりにくい制度となっている。市町村の高齢者医療事務の運営に支障が生じないよう事務を簡素化し、事務負担の軽減を図るとともに、住民にも理解されやすい簡便な制度に改善すること。

## IV 安全・安心

### 7 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組みを越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講ずるよう要望する。

#### (1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずること。

#### (2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずること。

## **8 地震防災対策の充実強化**

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策をさらに充実強化し、推進していく必要がある。

このため国は、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

### **(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進**

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進すること。

また、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

### **(2) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充**

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講ずること。

### **(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充**

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置をさらに充実するとともに、完成時に日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度を創設すること。

#### (4) 地震防災対策特別措置法の特例措置の延長

地震防災対策の一層の推進を図るため、平成 17 年度末に期限切れを迎える「地震防災対策特別措置法」の特例措置を延長すること。